

ま え が き

昭和 37 年（1962 年）に宅地造成等規制法が施行され、同年 6 月に本市の丘陵地の大部分がこの法律に基づく宅地造成工事規制区域（5,790ha）として指定されました。

本市では工事を施行するに際しての諸手続きや一般的な留意事項を集約するとともに、擁壁の標準構造図を示した冊子として「宅地造成に関する工事の技術指針」をまとめ、昭和 57 年（1982 年）3 月に第 1 版を発行し、改訂と改正を行い現在に至っております。

令和 3 年 7 月、静岡県熱海市において大規模な土石流災害が発生し、多くの貴い生命や財産が失われたことを契機とし、また、このほか、全国各地で繰り返される違法な盛土や不適切な工法の盛土の崩落による人的・物的被害が確認されるなど、盛土等による災害の防止が喫緊の課題となっていることを踏まえ、盛土等による災害から、国民の生命・身体を守るため、従来の「宅地造成等規制法」が改正され、宅地、農地、森林等も土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するものとして、宅地造成及び特定盛土等規制法（通称、「盛土規制法」（以下「法」という。））は、令和 5 年 5 月に施行されました。また、法改正前の宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事及び都市計画法に基づく開発行為の許可等の防災措置についての基本的な考え方や設計・施工上の留意点が整理された「宅地防災マニュアル」は、「盛土等防災マニュアル」へ改定され、法改正に対応した内容となり基本的な考え方等が取りまとめられております。

今回の改訂はこのような背景を受けて行うものです。改訂の趣旨を御理解いただき、今後とも、許可申請の際の「手引き」として、より一層お役立ていただければ甚だ幸いに存じます。

川崎市まちづくり局

手引きを読む前に

本指針では、特に説明が無い限り、法は宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）、法施行令は宅地造成及び特定盛土等規制法施行令、法施行規則は宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則をそれぞれ指します。

本指針では、原則として、力に関する数値については、N〔ニュートン〕と kgf（又は tf）〔重量キログラム（又は重量トン）〕を併記しています。なお、本指針においては、 $1.0\text{kgf}=10\text{N}$ としています。

【注意】

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可を受けて工事を行った区域においても、土砂災害に関する警戒避難体制の整備や警戒避難に関する住民への周知等を義務づけた「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年 5 月 8 日法律第 57 号）」に基づく土砂災害警戒区域に指定されることがあります。

詳しくは、神奈川県横浜川崎治水事務所川崎治水センターにお問合せください。

宅地造成等に関する工事を行うにあたって

工事主、設計者、工事施行業者の方へ

宅地造成等に関する工事の計画を立案するときは、その宅地に住むこととなる居住者のみならず、近隣住民の居住環境にも配慮してください。

近隣住民等から騒音、振動、水質汚濁、粉塵等、工事の施行について要望が寄せられた場合は、工事の施行方法等に改善すべき点がないか検討し、必要により設計の変更を行うとともに、その結果について要望を寄せた住民に対して誠意をもって対応してください。

土地所有者等の方へ

土地の安全性を保たなければならない義務は、その土地の所有者等の方にあります。日ごろから擁壁や排水施設の状態に注意を払い、常に安全な状態を保つよう努めてください。

万が一、擁壁が倒壊したり、土地から土砂が流出したりすると、土地周辺に大きな影響が及びます。つまり、自分の土地を守ることが、地域を土砂災害から守ることへとつながります。

盛土規制法に基づく許可の手引き 目次

第1章	宅地造成等とは	1
第2章	盛土計画	20
第3章	切土計画	31
第4章	排水計画	37
第5章	法面保護等計画	43
第6章	擁壁計画	46
第1節	基本事項	47
第2節	擁壁の設計及び施工	60
第3節	鉄筋コンクリート造等擁壁の構造計算	68
第4節	鉄筋コンクリート造擁壁構造計算例	76
第7章	地盤調査・地盤改良計画	86
第1節	地盤調査	87
第2節	地盤改良計画	90
第8章	宅地計画	92
第9章	防災計画	98
第10章	擁壁構造図集	102
第1節	間知石等練積み造擁壁標準構造図	103
第2節	鉄筋コンクリート造擁壁標準構造図	124
第11章	土石の堆積	205
第12章	宅地造成等に関する工事の手続き	209

第 1 節	計画の立案から検査済証等の受領まで	210
第 2 節	審査手数料及び申請手数料	231
第 3 節	中間検査	235
第 4 節	工程確認	237
第 5 節	定期の報告	239
第 6 節	完了検査等	241
第 7 節	法第 2 1 条第 1 項の届出	243
関係法令		245